

麻しん、風しん予防接種を3月31日までに必ず受けましょう!

予防接種法が一部改正され、平成18年4月1日から、麻しん、風しん予防接種の受け方が下記のとおり変更になります。

1 法改正の内容

項 目	(今現在) 平成18年3月31日まで	(新法) 平成18年4月1日から
接種の方法 (ワクチンの種類)	単抗原ワクチン(麻しん、風しんそれぞれ別々に接種するワクチン)	混合ワクチン(一度で麻しん、風しん両方接種できるワクチン)
対象者の年齢	生後12月～生後90月未満麻しん、風しん別々に1回	第1期 生後12月～生後24月未満に1回 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校に就学する日の1年前～小学校に就学する日の前日までに1回 ※接種回数が2回になります。

2 法改正による経過措置の対応

～H18.3.31まで (接種済：○ 未接種：×)		H18.4.1～ (接種可能：◎ 接種不可能：×)	
麻しん	風しん	第1期	第2期
○	○ →	×	×
×	○ →	×	×
○	×	×	×

3 注意点

(1) 生後12月から生後90月未満まで接種できるのは、平成18年3月31日までです。
(2) 平成18年4月1日からは、単抗原ワクチンは任意接種となり、生後12月～生後24月未満までの者の接種料金は、市で負担いたしますが、それ以外は個人負担となります。

4 法改正に伴い、左記(1)、(2)の状況にある者は、上記について留意し、平成18年3月31日までに必ず予防接種を済ませてください。

(1) いまだいずれも接種を受けていない者
特に平成18年3月31日までに生後24月から生後90月を迎える者は、注意してください。

(2) 麻しんまたは、風しんのいずれかの接種を受けた者

※1 いまだ受けていない方の予防接種を平成18年3月31日までに必ず受けてください。

※2 この病気にかかった事がある者は、接種の必要はありませんが、事務処理上、健康推進課までご連絡をお願いします。

※3 未接種の者は、予防票に変更箇所がありますので、接種の前に健康推進課までお越しください。

※4 ご不明の点がありましたら、健康推進課までお問い合わせください。

問合先

いきいきプラザ都留内
健康推進課 予防担当
☎(46)51113(内線123、132)

日本脳炎第3期予防接種の廃止のお知らせ

日本脳炎第3期の定期予防接種は、予防接種法の改正により平成17年7月29日付けで、有効性が低いと評価され廃止になりました。

なお、第1期、第2期につきましては、平成17年5月30日付けで、中止になっています。よりリスクの低いワクチンを開発中ですので、ワクチンの供給体制ができるまでお待ちください。

問合先

いきいきプラザ都留内
健康推進課 予防担当
☎(46)51113 内線123、132

憩いの公園として

8月の下旬、中津森自治会では、50名の方々が集まり、大郡橋上流の大幡川河川公園の草取りを行いました。

この公園は、県道のバイパス工事に伴い、河川堤防との間に生じた河川敷地を有効活用して整備された公園で今年3月に完成しました。市民の皆さんの憩いの公園として、ご利用ください。



中津森自治会では10月にも草取りを行う予定です。